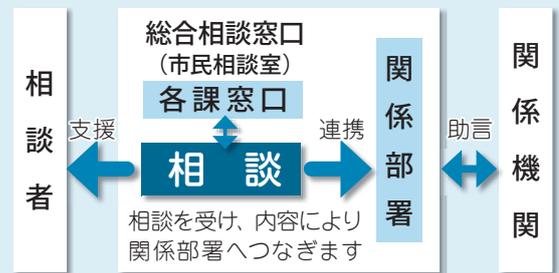


## 困りごと、悩みごと・・・ ひとりで悩まず、相談を

本市では、庁内の関係17部署が情報を共有しながら解決につなげる「東近江市セーフティネットワーク会議」を設置して、市民のみなさんから寄せられるさまざまな相談について迅速に対応する体制を整えています。

特に、精神的に追い詰められたときは、相談が解決への第一歩です。お気軽に相談にお越しください。



☎市民相談室  
☎0748-24-5616 IP0505-801-5616

## 死に至る危険もある 熱中症にご注意を

高温の日数が多い年や、異常に高い気温の日に増加する「熱中症」。人間の体は、体温が上昇すると、皮膚に血液を集めて体温の上昇を抑制します。しかし、気温が体温を超え、体温上昇を抑制できずに体に熱がたまるとう、熱中症を引き起こしやすくなります。そのため、体内に熱をためず体外に放熱し、脱水状態にならないことが大切です。

また、節電を意識するあまり、健康を害することのないよう、エアコンなどを適度に使用しま

- しょう。
- 日常生活では、次のことを心がけてください。
- 日傘や帽子などで、直射日光を避ける。
  - 風通しの良い服装にする。
  - のどの渇きを感じなくても、こまめに水分と塩分を補給する。
  - 十分に睡眠をとる。
  - 普段から体を暑さに慣れさせ

### 健康推進課

☎0748-24-5646  
IP0505-801-5646

## 東近江市消防操法大会開催

6月26日(日)、滋賀県消防学校(神郷町)で、東近江市、市消防団、滋賀県消防協会東近江支部主催の「東近江市消防操法大会」が開催され、「ポンプ車操法」と「小型ポンプ操法」の2種目を、それぞれ事前に割り当てた各方面隊(8隊)の代表10チームで競い合いました。

当日は、消防団員や関係者約450人が参加。各隊は、日頃の鍛錬の成果を見事に披露しました。

消防操法訓練大会に出場します。

### 大会の結果

#### ●ポンプ車操法の部

- 優勝 第3方面隊 (永源寺)
- 準優勝 第8方面隊 (蒲生)
- 第3位 第2方面隊 (八日市)
- 第4位 第7方面隊 (能登川)
- 第5位 第6方面隊
- 第6位 第17分団 (湖東)
- 第18分団 (湖東)

#### ●小型ポンプ操法の部

- 優勝 第5方面隊 (愛東)
- 準優勝 第4方面隊 (五個荘)
- 第3位 第1方面隊 A (八日市)
- 第4位 第1方面隊 B (八日市)



ポンプ車操法の部優勝の第3方面隊



小型ポンプ操法の部優勝の第5方面隊

## 夏休み、みんなで行こう！

### コトナリエサマーフェスタ

8月6日(土)～15日(月) (小雨決行) 場 びばり公園 (池庄町)

- 6日 18:40～21:20 オープニングイベント  
(点灯式、幻想ライブ、打上花火、バザー)
- 7日～15日 18:30～21:30 バザー、日替わりミニイベント
- ★ 6日は、入場の際に運営協力金300円 (中学生以上) をお願いします。

#### ■ 無料シャトルバスを運行 (6日のみ)

- ① 八日市駅 (始発17:00、市役所本庁舎経由) ⇄ 湖東支所 (最終22:30)
- ② あいとうマーガレットステーション (始発17:00) ⇄ 湖東支所 (最終22:30)

詳しくは、ホームページをご覧ください。http://kotonarie.tv/

関東近江市商工会湖東支部 ☎ 0749-45-2571 IP 0505-801-2571



廃食油から作られた燃料で、25万個の環境にやさしい光が、幻想的な世界を演出します。

### せきとう 石塔フェスティバル

8月21日(日) 18:30から (小雨決行)

場 石塔交流公園、石塔寺境内 (石塔町)

- 万燈会 (阿育王塔と3万体の石仏に護摩とロウソクの奉納)
- 炎の海
- 人形供養 (極楽寺・有料)
- 大鍋
- バザー
- アトラクション など

関蒲生コミュニティセンター ☎ 0748-55-0207 IP 0505-801-0207

ごま 護摩の炎とロウソクの  
ともしび 灯火が、あたり一面に幽玄  
の世界をかもし出します。



### 平和祈念館 (仮称) 開館イベント

来年3月に開館が予定されている「平和祈念館 (仮称)」の開館イベントが開催されます。

#### えんたいごう 掩体壕ってなに? — 東近江の戦争遺跡を見に行こう —



時 8月7日(日) 13:00～15:00  
※ 13:00 に市役所本庁舎集合  
場 布引山の掩体壕ほか  
定 先着30人 (申し込みが必要)  
料 100円 (保険料、資料代)  
申 8月4日(木)まで

#### つくって食べよう、70年前の昼ごはん

時 8月27日(土) 10:00～14:00  
場 愛東コミュニティセンター 定 先着30人 (申し込みが必要)  
料 200円 (保険料、材料・資料代) 申 8月19日(金)まで

\*申し込みは、代表者氏名、住所、電話番号、参加人数、参加者の氏名・年齢(学年)を記入のうえ、郵送またはメール、ファックスで下記まで申し込んでください。

申 関 滋賀県平和祈念館 (仮称) 開設準備室  
〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号  
☎ 077-528-3595 FAX 077-528-4850  
Eメール heiwa@pref.shiga.lg.jp

### 東近江市 総合防災訓練

時 8月28日(日) 6:30～9:30  
場 布引運動公園 (芝原町) 周辺一帯

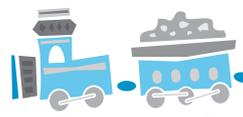
近年、局地的な集中豪雨や直下型の地震により、各地で甚大な被害が出ています。市では災害に備え、防災への意識を高めるため市民参加による総合防災訓練を実施します。

内容は、避難誘導・火災防御・初期消火・水防・応急救護・炊き出し・給水などの訓練や、煙・地震の体験コーナーなどがあります。ぜひ、みなさんもご参加ください。

#### 関 生活安全対策課

☎ 0748-24-5617 IP 0505-801-5617





# 税務無料相談開催

## 税理士が相談に応じます



税に関する相談会が、近畿税理士会滋賀県支部連合会の主催により下記のとおり開催されます。(無料・予約制)

所得税、相続税、贈与税など、各種税に関することや申告の相談に税理士が応じます。相談時間は1人30分以内です。相談を希望される人は電話でお申し込みください。(受付時間 午前8時30分～午後5時)

この機会に、税の相談をしてみたいかがですか。

時 8月19日(金)

午後1時30分～4時30分

申 8月8日(月)～18日(木)

時 9月16日(金)

午後1時30分～4時30分

申 9月5日(月)～15日(木)

場 市役所1階1A会議室

定 各6人(先着順)

\*秘密は厳守します。なお、税理士または税理士法人の関与がある人は受けられません。

申 岡市民税課

☎ 0748-24-5604

IP 0505-801-5604

### おかげさまで 平成22年度市税の現年収納率が

# 99.04% になりました ご協力ありがとうございました

## ◆公平で適切な課税と 納付期限内の納付をめざして

市民のみなさんのご理解とご協力をいただき、平成22年度の市税の収納率が初めて99%を上回りました。ありがとうございました。平成21年度と比較して0.56%上昇し、県内でも上位の収納率です。

今年度も、納税していただいている99%の市民のみなさんのご協力を後押しに、収め忘れのない「口座振替キャンペーン」の推進や早期の納付相談などを実施していきます。今後も市民のみなさんへの納税へのご理解とご協力をお願いいたします。



### ●口座振替キャンペーン実施中

口座振替がまだの人はお急ぎください！  
申し込んでいただくと、選べる粗品をプレゼント中です。

### ●納付できない・・・困ったらご相談を

1回で納付できない事情がある人は、放置せずご相談ください。相談は完納への近道です。

問 納税課

☎ 0748-24-5606 IP 0505-801-5606

## 平成24年度は 固定資産(土地・家屋)の評価替えの基準年度

### 3年に1度の「評価替え」とは？

固定資産税は、固定資産が持つ適正な時価を課税標準額とします。そのため、毎年度評価して、その結果をもとに課税するのが理想です。しかし、膨大な量の土地と家屋を毎年度評価しなおすことは実務上不可能であり、課税事務の簡素化を図り徴税コストを最小限に抑える必要もあることなどから、土地と家屋は3年毎に評価額を見直す「評価替え」という制度になっています。

### 来年度は評価替えの基準年度

基準年度である平成24年度の賦課期日(平成24年1月1日)現在において、課税客体となる土地および家屋のすべてについて、評価額の評価替え(算定替え)を実施します。平成25年度(第2年度)および平成26年度(第3年度)は、原則として新たな評価を行わず、据え置かれます。



ただし、土地において価格の下落が認められた場合は、第2年度又は第3年度においても評価額の下落修正を実施することとなります。

なお、償却資産は、取得価額を基礎として取得後の経過年数に応ずる価値の減少を考慮して評価しますので、土地・家屋のように3年ごとの評価替えはありません。

### 問 資産税課

☎ 0748-24-5605  
IP 0505-801-5605



# 国民健康保険

問 保険年金課 ☎0748-24-5631 IP0505-801-5631

## 高齢受給者証が新しくなりました

8月1日から「国民健康保険高齢受給者証」が新しくなりました。国民健康保険に加入されている70歳以上75歳未満の人には7月下旬に郵送しましたので、お名前や生年月日などをお確かめください。

8月1日からお医者さんにかかるときは、国民健康保険被保険者証(桃色)と**新しい高齢受給者証(水色)**の提示が必要です。古い高齢受給者証(うすだ

いたい色)は7月31日で無効になっていますので、8月中旬に市役所保険年金課または各支所、市立コミュニティセンター、保健センターへお返しいただくか、各自破砕処理のうえ処分いただきますようお願いいたします。

高齢受給者証が届いていない場合などはお問い合わせください。

## 「限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新について

70歳未満の国民健康保険加入者が入院したとき「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すると、支払う医療費の自己負担金が一定の限度額までとなります。(下表参照)

これにより、多額の医療費を一旦支払ったり、高額療養費の払い戻しの手続きをする必要がなくなりますので、入院前に交付の手続きをしてください。

なお、7月末が有効期限の限度額適用認定証を

お持ちの人で8月以降も必要な人は、更新の手続きをしてください。

### ◎手続き

国民健康保険被保険者証と印鑑を持参のうえ、保険年金課または各支所で申請を行い、認定証の交付を受けてください。更新の人は、今お持ちの認定証も持参してください。

※国民健康保険料を滞納している人は、認定証の交付が受けられません。

所得区分	医療費の自己負担限度額(月額)	食事代(1食)
一般	80,100円+A A=(かかった医療費-267,000円)×1%	260円
上位所得者(※)	150,000円+B B=(かかった医療費-500,000円)×1%	260円
市民税非課税世帯	35,400円	210円または160円 (入院日数により異なる)



AおよびBはそれぞれ医療費が267,000円および500,000円を超えた場合に加算されます。

※上位所得者とは、国保加入者全員の国保基準総所得(国民健康保険料算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額)の合計が600万円を超える世帯の人。所得の申告をしていない人も上位所得者となります。

## 平成23年度の保険料

区分	保険料(月額)
保険料(免除なし)	15,020円
4分の1納付(4分の3免除)	3,760円
半額納付(半額免除)	7,510円
4分の3納付(4分の1免除)	11,270円

IP 0505-801-5631  
☎ 0748-24-5631

### 問 保険年金課

連絡ください。  
0749-23-1114へ  
根年金事務所国民年金課(彦書が届いていない場合は、彦根年金事務所国民年金課へ)

ができません。また納付期限から2年を経過すると納付することができなくなります。  
お手元に一部免除後の納付書が届いていない場合は、彦根年金事務所国民年金課(彦書が届いていない場合は、彦根年金事務所国民年金課へ)へご連絡ください。

保険料一部免除の承認を受けられた人は、保険料の納付が必要です

## 国民年金

将来への橋わたし

